

Weekly Report

第 746 号

令和6年5月13日

交際費課税における飲食費の取扱い

令和6年度税制改正により、交際費等の範囲から除かれる飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下に引上げられ、開始事業年度に関係なく本年4月以後に支出する飲食費から適用されています。

◆交際費等に該当しない飲食費は

税法上、法人が取引先等に対する接待、供応、慰安、贈答などのために支出する費用は交際費等に該当し、原則として損金不算入とされています。

ただし、飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員等に対する接待等のために支出する社内飲食費を除く）で、その支出する金額が1人当たり1万円以下（改正前は5千円以下）であるものは交際費等から除かれ、全額損金算入となります。この1万円以下の判定は税込経理であれば消費税込みの金額、税抜経理であれば消費税抜きの金額により判定します。

なお、この規定は一定事項（飲食等の年月日、参加者の氏名及びその関係、飲食店等の名称及び所在地など）を記載した書類の保存が要件となります。

◆交際費等に係る損金算入の特例

支出した飲食費が1人当たり1万円を超えた場合は、全額が交際費等に該当することになりますが、損金不算入額の計算に当たっては、①中小法人に係る損金算入の特例や、②接待飲食費に係る損金算入の特例があります。

①は資本金1億円以下の中小法人が支出した交際費等は年800万円まで全額損金算入できる特例となり、②は資本金100億円以下の法人が支出した接待飲食費の50%を損金算入できる特例となります（中小法人は①又は②を選択可能）。

定額減税で引ききれない方に対する給付措置

所得税及び個人住民税の定額減税において、納税者本人と配偶者を含む扶養親族の人数により算定された減税額が、減税前の所得税額及び個人住民税所得割額を上回り引ききれないと見込まれる方には不足額を給付する措置が講じられています（給付額は1万円単位で「切り上げて」算出）。

この給付措置は個人住民税が課税される自治体を実施し、令和6年分所得税が確定する前に、令和5年の課税状況に基づき定額減税で引ききれないと見込まれる額を今夏以降に給付するとしています。また、令和6年分所得税が確定した後、当初の給付では不足することが判明した場合は令和7年以降に追加給付が行われます。

自動車税の納税通知書を確認

自動車の所有者には、自動車税種別割（軽自動車などは軽自動車税種別割）の納税通知書が届きます（納期限は一部を除き5月末）。

自動車税は、4月1日時点で自動車を所有している方に1年分が課税されるため、年度の途中で名義変更された場合でも、その年度分の税金は前所有者が納めることとなります。

なお、自動車の新規登録又は抹消登録（廃車）した場合、月割により課税又は還付されず（軽自動車税には月割課税制度はありません）。